

別表六（二十四）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12第1項から第3項まで（『給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除』）の規定の適用を受ける場合において、措置法第42条の12第1項若しくは第2項（『地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除』）又は令和6年改正前の措置法（2及び3(2)において「令和6年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項（『地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除』）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第42条の12第2項又は令和6年旧措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「移転型特定新規雇用者基礎数7」及び「対象移転型特定非新規雇用者基礎数8」の各欄は、措置法第42条の12第1項又は令和6年旧措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。
- 3 別表六（二十一）「36の当期分」の欄に数の記載がある場合の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 別表六（二十一）「36の当期分」の欄に記載した数を「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数6」の欄の上段に内書として記載します。
 - (2) 別表六（二十一）「9」及び「17」の数のうち令和6年4月1日前に令和6年旧措置法第42条の12第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る数を「移転型特定新規雇用者基礎数7」及び「対象移転型特定非新規雇用者基礎数8」の各欄の上段にそれぞれ内書として記載します。
 - (3) 「控除対象調整数9」の欄の記載に当たっては、「(6)-(7)-(8)」とあるのは、「(((6)-(6の内書))-(7)-(7の内書))-(8)-(8の内書))」と0のうち多い数) + (((6の内書)-(7の内書)-(8の内書))と0のうち多い数)」として計算します。